



放射線工学部会運営小委員会細則

平成 28 年 3 月 27 日 第 44 回放射線工学部会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は「放射線工学部会規約」(1002-06) 第 1 条および第 3 条に基づき、放射線工学部会（以下、「部会」という）内に設置する運営小委員会の構成および運営委員の選任方法について定めることを目的とする。

(構成)

第 2 条 運営小委員会を、次の各号に掲げる運営委員によって構成する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 部会長 | 1 名 |
| (2) 副部会長 | 1 名 |
| (3) 庶務担当委員 | 3 名 |
| (4) 企画担当委員 | 6 名 |
| (5) 広報担当委員 | 5 名 |
| (6) 会計担当委員 | 1 名 |
| (7) 会計監査担当委員 | 1 名 |

(任期)

第 3 条 運営委員の任期は 2 年とし留任を妨げない。

(選挙)

第 4 条 運営委員の選任をおこなうため、部会員による選挙をおこなう。

(選挙管理小委員会)

第 5 条 選挙を公正に執行管理するため、部会に選挙管理小委員会を置く。

- 運営小委員会は、適切な時期に選挙管理小委員会を発足させねばならない。
- 選挙管理小委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、運営委員の選挙に必要な業務をおこなう。

(1) 選挙管理小委員会委員長	1 名
(2) 選挙管理委員	2 名
- 選挙管理小委員会委員長は運営委員の互選により選任し、選挙管理委員は選挙管理小委員会委員長が部会員から選任する。

(候補者の推薦)

第 6 条 運営委員の候補者は、部会員であって他に部会員 2 名以上が推薦する者とする。ただし、

候補者数が定員に満たない場合は運営小委員会が推薦する者も候補者とする。

- 2 運営委員の候補者の推薦は、部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に分けておこなう。
- 3 選挙管理小委員会委員長および選挙管理委員は、運営委員の候補者になることができない。

(選挙方法)

第7条 選挙は、部会長候補者と部会長以外の運営委員候補者に対してそれぞれ信任投票方式で、電子メール等による投票方法でおこなう。

- 2 部会員は候補者に対して、信任票、不信任票、棄権票のいずれかを投ずる。
- 3 部会員が候補者に対して、不信任票および棄権票のいずれも投じない場合は信任票を投じたものとする。
- 4 信任票の多い候補者を順に当選者とする。
- 5 部会長以外の運営委員の役割は、運営委員間の互選により決定する。

(選挙結果の報告)

第8条 選挙管理小委員会委員長は、運営委員の選挙後、その結果をすみやかに部会員および部会全体会議に報告しなければならない。

(担当運営委員)

第9条 本細則に関し、選挙管理小委員会の発足その他について、主に庶務担当運営委員が発議の任にあたる。

(例外処理)

第10条 本細則および関連する規則類に定めのない事態が生じたときは、運営小委員会あるいは選挙管理小委員会は、本細則および関連する規則類の趣旨を尊重して適切な措置をとることができる。ただし、部会全体会議に報告し、その了承を得なければならない。

(改定)

第11条 本細則の改定は、運営小委員会が起案し、放射線工学部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成24年4月1日 第36回放射線工学部会全体会議制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成14年9月16日 「放射線工学部会運営委員会内規」として第17回放射線工学部会総会制定
 - ② 平成21年9月17日 第31回放射線工学部会総会改定
 - ③ 平成22年3月27日 第32回放射線工学部会総会改定
 - ④ 平成24年4月1日 学会管理の内規に変更

- ⑤ 平成 24 年 3 月 21 日 第 36 回放射線工学部会全体会議制定
- ⑥ 平成 28 年 3 月 27 日 「放射線工学部会運営小委員会細則」に変更 第 44 回放射線工学部会全体会議承認，平成 28 年 4 月 15 日 部会等運営委員会メール報告，平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 3 月 27 日承認の細則は，放射線工学部会全体会議承認の日から施行する。